

令和2年11月10日

保護者様

太田市立生品小学校
校長 佐藤 和弘

インフルエンザに係る治癒証明書の扱いについて

晩秋の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から学校の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策の関係で、群馬県医師会及び群馬県教育委員会からの通知により、今年度のインフルエンザ対応は、下記のとおり変更になります。

なお、インフルエンザ以外の学校感染症（水痘や流行性耳下腺炎等）は、今までどおり変更はありません。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

インフルエンザと診断された際の対応・手順について

- (1) 受診時、「学校感染症通知書」に記入してもらう、または医師に登校可能予定日を確認
- (2) 速やかに学校に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」「学校感染症通知書」を持って登校し、学校に提出

[参考] インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
※「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。
※「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過した日となります。

出席停止期間のめやす表

発症後日数	0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8日目
例1 発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱					登校可能		
例2 発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱						
例3 発症から3日目に解熱した場合	発熱			解熱					
例4 発症から4日目に解熱した場合	発熱				解熱				
例5 発症から5日目に解熱した場合	発熱					解熱			

※「発症した後5日」、「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。